

事 務 連 絡

平成 24 年 6 月 12 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

平成 24 年 3 月 5 日付官報（号外第 49 号）等に掲載された平成 24 年度診療報酬改定に伴う関係告示について、別紙のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

平成二十四年三月五日(号外第四十九号)厚生労働省告示第七十六号(診療報酬の算定方法の一部を改正する件)

(印刷誤り)

一〇	上	終わりから三	4 保険医療機関	4 保険医療機関
三六	下	終わりから一	行い、かつ、	行い、かつ、
三七	下	八	HB _s 抗原、HB _s	HB _s 抗原、HB _s
四二	上	終わりから一	抗体	抗体
四五	下	五	、区分番号	、区分番号
七〇	下	二〇	注	注
八二	下	〇	第2部	第2部
九五	下	六	薬価	薬価
一二五	下	九	にき	数にき
			薬価	薬価
			内反足板挺子固定	内反足板挺子固定

(原稿誤り)

八	上	終わりから一	三十一日	三十日
一五	下	一	ト	ト
二二	上	二	ト	ト
五〇	上	四	特定入院料の	特定入院料の
		終わりから八	月一回	月一回(別に厚生労働大臣が定める)
六三	下	九	30	35
		終わりから一		ついては、月2回)

一五〇 上 二 終わりから二

ㄨㄚ

平成二十四年三月五日（号外第四十九号）厚生労働省告示第七十七号（基本診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一七七	下	終わりから三	栄養管理実施加算を
一九〇	上	一四	算定している
			中札内村
			栄養管理計画が策定
			されている
			中札内村

平成二十四年三月五日（号外第四十九号）厚生労働省告示第七十八号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（印刷誤り）

一九三	下	九	外来緩和ケア診療
一九八	上	十	緩和ケア
		三	訪問看護
二〇七	上	一六	訪問看護
二二二	下	二〇	訪問看護
			外来緩和ケア
			緩和ケア診療
			訪問介護
			苔癬
			行う

平成二十四年三月五日（号外第四十九号）厚生労働省告示第七十八号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一九八 ページ上段終わりから一六行目と終わりから一五行目の間に次のように加える。

四の三 訪問看護指示料の注2に規定する者

気管カニューレを使用している状態にある者又は真皮を越える褥瘡の状態にある者

一九八	上	五	四の三
			四の四
			通わせる
			通わせる

える。

本文中「別表11」を「別表17」に改める。